

(仮称) 田原中山風力発電事業に係る
計画段階環境配慮書についての
意見の概要と事業者の見解

令和元年 10 月

渥美風力開発株式会社

目次

| | ページ |
|------------------------------------|-----|
| 第1章 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧..... | 1 |
| 1. 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧..... | 1 |
| (1) 公告の日 | 1 |
| (2) 公告の方法 | 1 |
| (3) 縦覧の方法 | 2 |
| (4) 縦覧期間 | 5 |
| (5) 縦覧者数 | 5 |
| 2. 配慮書についての意見の把握 | 6 |
| (1) 意見書の提出期間 | 6 |
| (2) 意見書の提出方法 | 6 |
| (3) 意見書の提出状況 | 6 |
| 第2章 配慮書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解..... | 8 |

第1章 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧

1. 計画段階環境配慮書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第3条の4の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）について公告し、配慮書及びその要約書を令和元年9月2日から起算して31日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

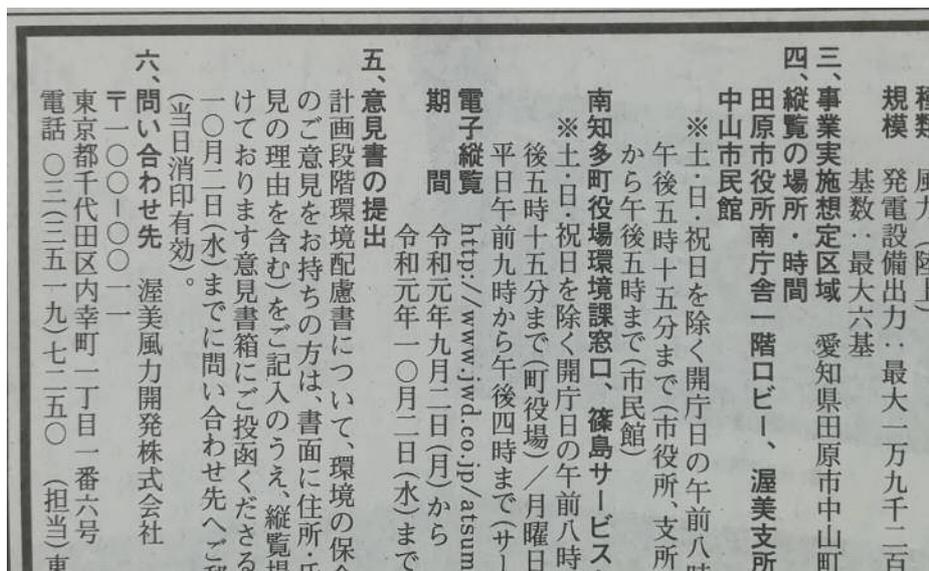
令和元年8月30日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・ 令和元年8月30日（金）付 中日新聞の東三河版及び知多版



日刊新聞に掲載した公告内容

② インターネットの利用による公表

令和元年9月2日（月）から、以下のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・ 渥美風力開発株式会社のウェブサイト

<http://www.jwd.co.jp/atsumi/>

(3) 縦覧の方法

関係自治体庁舎の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

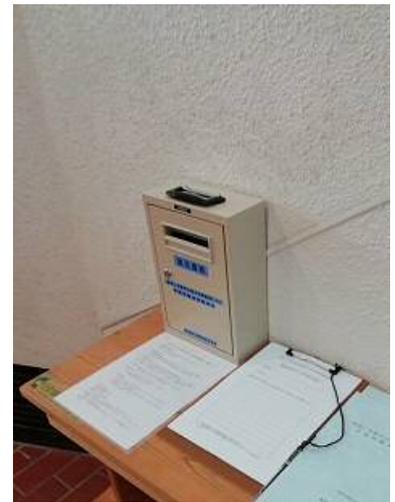
- ・ 田原市役所南庁舎一階（愛知県田原市田原町南番場 30-1）
- ・ 田原市渥美支所地域課（愛知県田原市古田町岡ノ越 6-4）
- ・ 田原市役所中山市民館（愛知県田原市中山町神明前 146-1）
- ・ 南知多町役場環境課（愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18）
- ・ 南知多役場篠島サービスセンター（南知多町篠島字浦磯 3-3）



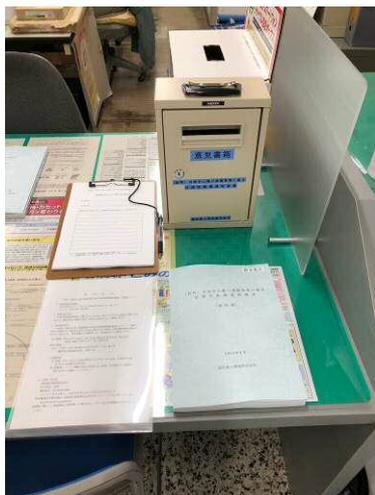
縦覧場所の状況
（田原市役所）
（令和元年 8 月 30 日撮影）



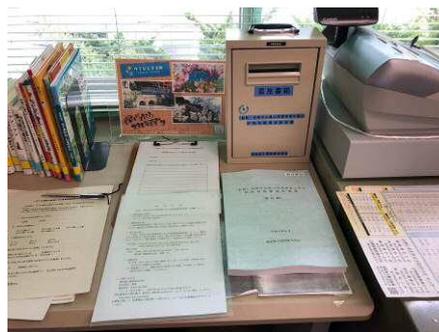
縦覧場所の状況
（田原市渥美支所）
（令和元年 8 月 30 日撮影）



縦覧場所の状況
（田原市中山市民館）
（令和元年 8 月 30 日撮影）



縦覧場所の状況
（南知多役場）
（令和元年 8 月 30 日撮影）



縦覧場所の状況
（南知多役場篠島サービス
センター）
（令和元年 8 月 30 日撮影）

②インターネットの利用による縦覧

・渥美風力開発株式会社 ウェブサイト

<http://www.jwd.co.jp/atsumi/>

「(仮称)田原中山風力発電事業計画段階環境配慮書」 の公表について

2019年9月2日
渥美風力開発株式会社

環境影響評価法第3条の4に基づき、(仮称)田原中山風力発電事業計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という)並びに同配慮書の要約書(以下「要約書」という)を作成しましたので公表します。

縦覧について

| | |
|-------|--|
| 縦覧期間: | 令和元年9月2日(月)から10月2日(水) 土・日・祝日を除く開庁時 |
| 縦覧場所: | ・田原市役所南庁舎一階 ・渥美支所地域課 ・中山市民館 ・南知多町環境課 ・篠島サービスセンター |

意見書の提出について

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 意見書提出方法: | 縦覧場所に設置の意見書箱へ投函いただくか、下記問い合わせ先へご郵送ください |
| 意見募集期間: | 令和元年9月2日(月)から10月2日(水) |
| 意見書様式: | ご意見用紙のダウンロードはこちら |

配慮書の内容

- ・表示・目次
 - [第1章 第一種事業を実施しとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
 - [第2章 第一種事業の目的及び内容](#)
 - [第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況](#)
 - ◇ [3.1 自然的状況](#)
 - ◇ [3.2 社会的状況](#)
 - [第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果](#)
 - [第5章 配慮書を委託した事業者の名称等](#)
- ・ [配慮書\(要約書\)](#)
- ・ [ご意見用紙のダウンロードはこちら](#)

お問い合わせ先

渥美風力開発株式会社

担 当: 東間、石橋

住 所: 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-6 NTT日比谷ビル9F

電 話: 03-3519-7481

営業時間: 平日9時30分～17時30分

インターネットの利用による縦覧の状況 (1/2)

- ※ なお、印刷及びダウンロードはできません。
 - ・配慮書の著作権は事業者等が所有しています。
 - ・「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

- ※ 本配慮書及び要約書は、Internet Explorer 及び Adobe Acrobat 製品(正規品)でのみウェブ上で縦覧可能となっておりますので、ご注意願います。

- ※ PDF ファイルをウェブ上で表示せず、自動的に一時ファイルにダウンロードして表示する設定になっている場合は、次の操作で変更可能です。
 - ①Internet Explorer を開き、ツール／アドオンの管理を選択します。
 - ②「アドオンの種類」で、「ツールバーと拡張機能」を選択します。
 - ③表示メニューの「すべてのアドオン」を選択します。
 - ④アドオンのリストで、「Adobe PDF Reader」を選択します。
 - ⑤「有効にする」をクリックすると、Internet Explorer で PDF を開くためのアドオンとして Adobe PDF Reader が設定されます。

インターネットの利用による縦覧の状況 (2/2)

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和元年 9 月 2 日（月）から令和元年 10 月 2 日（水）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（田原市役所、渥美支所、南知多役場）
- ・ 縦覧時間：午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分（中山市民館）
- ・ 縦覧時間：午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分（篠島サービスセンター）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の縦覧期間中、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体の縦覧場所における縦覧者数は 1 件であった。

2. 配慮書についての意見の把握

「環境影響評価法」第3条の7の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する個人または団体等の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和元年9月2日（月）から令和元年10月2日（水）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 渥美風力開発株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は3通、意見総数は、31件であった。

第2章 配慮書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第3条の7の規定に基づき配慮書について、受け付けた意見書は、3通、意見は31件であった。配慮書についての住民等の意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

第1表(1-1) 住民等の意見の概要及び事業者の見解（意見書1）

| No. | 一般の意見 | 事業者の見解 |
|-----|--|---|
| 1 | <p>■コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDOの報告書(*)によれば、実態把握サイト（風力発電施設10サイト）におけるコウモリ類の推定死亡数は年間502.8個体とされ、これは鳥類の年間推定死亡率(257.6羽)のおよそ2倍になる。</p> <p>コウモリ類の出産は年1～2頭程度と繁殖力が極めて低い。そのため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。益獣が減れば住民に不利益が生じる。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213.NEDO,2018.</p> | <p>コウモリ類の生息状況の把握と、これらの結果を踏まえた保全措置の検討は重要であると考えております。今後も最新の知見の収集をするとともに、有識者の助言を踏まえつつ、調査を行い、予測評価を行っていく予定としております。</p> |
| 2 | <p>■コウモリ類の調査について</p> <p>方法書以降で現地調査により、コウモリ相（どんな種類のコウモリが生息するか）を調べようと思うが、相調査だけではバットストライクの影響予測や保全措置に必要な情報が得られない。コウモリ類の影響の程度を予測するために、調査の重点化を行うべきではないか。</p> | <p>コウモリ類の調査につきましては、コウモリ相を把握するために捕獲調査を実施するとともに、高高度における利用状況を把握するため、風況観測塔または樹高棒にマイクロフォンを設置し、連続的な音声モニタリング調査の実施を検討しております。</p> |
| 3 | <p>■バットディテクターの探知距離について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は地上からほとんど探知できない。よって風況観測塔（バルーンは風で移動するので不適切）にバットディテクター（自動録音バットディテクター）の延長マイクを設置し、高高度におけるコウモリの音声を自動録音するべきではないのか。これらは、すでに欧米や国内でも行われている調査手法である。</p> | <p>自動録音機能付きのバットディテクターを用いたコウモリ類の音声モニタリング調査を実施し、風況観測塔または樹冠より上空を飛行し、バットストライクの可能性が相対的に高いと考えられる種群の生息状況を把握して参ります。</p> |
| 4 | <p>■バットディテクターの機種について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘテロダイナ方式のバットディテクターは、一度に探知できる周波数帯が狭いので、コウモリの種の識別にはほぼ使用できない。バットディテクターは、周波数解析が可能な方式の機種を使用するべきではないのか。 ・コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきではないのか。 ・捕獲によって攪乱が起るので、自動録音調査と捕獲調 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用機器につきましては、フルスペクトラム方式のバットディテクター（SM4bat：Wildlife Acoustics社製等）の使用を予定しております。 ・また、ソナグラムの型によるグループ分けも検討し、コウモリ類の利用頻度や活動時間の把握に努めます。 ・可能な限り、音声モニタリング調査と捕獲調査は同日に行わないよう留意して調査 |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>査は、同日に行うべきではない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。</p> | <p>を実施いたしますが、調査日が重なった場合には、調査結果データの扱いについて留意するようにいたします。</p> |
| 5 | <p>■コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハープトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハープトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方放置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類の捕獲許可申請については、関係機関に適切に申請を行い、捕獲調査の経験のある調査員のもとで実施致します。 ・コウモリ類の専門家へのヒアリングを行った上で、捕獲調査等の実施時期を検討致します。 ・カスミ網を併用した調査を実施する予定としております。 ・ご意見にありますように、捕獲した個体については、麻酔をせず、外部計測等は個体に負担をかけない範囲で実施し、計測後は放獣致します。 ・ハープトラップでの調査を実施する際には、見回りの頻度をあげる等、適切に対応して参ります。 ・捕獲個体は素手で扱わず、基本的に持ち帰り飼育はいたしません。冬眠中の個体について、覚醒させないようにし、捕獲することのないよう、調査を実施致します。 |
| 6 | <p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について 1 「影響の回避」と「影響の低減」についての定義を述べよ。</p> | <p>「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成29年）に記載されているとおり、以下のとおり考えております。</p> <p>回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置といえる。</p> |
| 7 | <p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について 2 事業者らは今後、コウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げるかもしれないが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップをしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。</p> | <p>今後も、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない最善の保全措置について検討して参ります。</p> |
| 8 | <p>■回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、</p> | <p>ライトアップについては、今後の保全措置の一つとして、引き続き知見の収集を行い、実行可能かつ適切な保全措置を検討して参ります。また、影響の「回避」ができなければ、影響を「低減」できるような環境保全措</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。 | 置を検討して参ります。 |
| 9 | <p>■コウモリ類の保全措置(回避)について</p> <p>樹林内に建てた風力発電機や、樹林(林縁)から200m以内に建てた風力発電機は、バットストライクの高リスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空(林内)を飛行するコウモリでさえ、樹林(林縁)から200m以内ではバットストライクの高リスクが高くなる。よって風力発電機は、樹林から200m以上離して設置すること。</p> | 国内での土地利用としては、草地が減少しており、事業としては、樹林内もしくは樹林地に近い場所での実施になるのが現状です。今後の現地調査と有識者からの助言及び、引き続き新たな知見の収集を行い、バットストライクへの影響をできる限り回避するよう計画を検討して参ります。 |
| 10 | <p>■コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p> | 今後の手続きにおいても、有識者の助言も踏まえ、実行可能な範囲で影響の低減をはかってまいりたいと考えております。なお、国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階です。ご指摘いただいた低減措置を含め、引き続き、最新の科学的知見や有識者の助言を参考にしながら実施して参ります。 |
| 11 | <p>■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を文書で求めること。</p> | コウモリ類の予測評価については、音声モニタリング調査の結果を利用し、出現頻度や出現時間などの解析を行い、実施する予定をしております。 |

| | | |
|----|---|--|
| 12 | <p>■「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば、「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p> | <p>今後の手続きにおいても、有識者の助言も踏まえ、実行可能な範囲で影響の低減を図って参ります。なお、国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階です。今後も新たな知見を収集し、取り得る保全措置について検討致します。</p> |
| 13 | <p>■「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」²</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。</p> <p>定性的予測であれば、国内外の風力発電機施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている、よって、本事業者らの課題は、「<u>死亡するコウモリの数</u>」を「<u>いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか</u>」ではなく、「<u>いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか</u>」である。そのための調査を「<u>準備書までに</u>」実施して頂きたい。</p> | <p>今後の手続きにおいても、有識者の助言も踏まえ、実行可能な範囲で影響の低減を図って参ります。なお、国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階です。今後も新たな知見を収集し、取り得る保全措置について検討致します。</p> |
| 14 | <p>■環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」</p> <p>本事業者である「渥美風力開発株式会社」及び委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？</p> <p>上記のコウモリの保全措置（<u>カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング</u>）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施して頂きたい。</p> | <p>カットイン風速の値については、事業性の面や風力発電機の機種ごとに決められるため、変更することは難しいところです。</p> <p>フェザリングについては、カットイン風速以下で実施となります。</p> |
| 15 | <p>■本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以下であってもブレードは回転するのか？</p> | <p>フェザリングを行うことから、カットイン風速以下では、ブレードは回転しません。</p> |
| 16 | <p>■本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか？</p> | <p>カットイン風速の値については、風力発電機メーカー等との関係から任意で変更はできないことになっています。</p> |
| 17 | <p>■本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？</p> | <p>カットイン風速以下では、フェザリングを行います。なお、通常は、常に風向に対し正面を向くように、ブレードの回転を止めることとなります。</p> |
| 18 | <p>■「環境保全措置」の定義について</p> <p>事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。</p> | <p>「環境保全措置」の定義及び実施基準については、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」（平成9年環境省告示第87号）に記載されているとおり、以下のとおり考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全措置は、対象事業の実施により |

| | | |
|----|--|--|
| | | <p>選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲内で、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として検討されるもの。</p> |
| 19 | <p>■「事後調査」の定義について</p> <p>事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p> | <p>「事後調査」については、環境影響評価において予測の不確実性を補う等の観点から位置づけられているものであり、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」(平成9年環境省告示第87号)においては、事後調査の必要性を検討する場合を以下のとおり定められております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等においては環境への影響の重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査(事後調査)の必要性を検討すること。 |
| 20 | <p>■「事後調査」の定義について2</p> <p>念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。</p> | <p>本事業地において、バットストライクがどの程度発生するかを予測することは現在の知見では困難と考えております。そのため、順応的管理の考え方を取り入れ、事後調査の結果及び専門家の助言を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図って参ります。</p> |
| 21 | <p>■環境保全措置の実施時期について</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、すでに保全措置を行う先進的事業者もいる。環境保全措置は安全側にとるべきである。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。</p> | <p>今後の手続きにおいても、有識者の助言も踏まえ、実行可能な範囲で影響の低減を図って参ります。なお、国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階です。今後も新たな知見を収集し、取り得る保全措置について検討いたします。</p> |
| 22 | <p>■コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>上記について「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(大量に殺した後に検討する)」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少なからうが、「適切な保全措置の実施」は十分可能である。本事業者の真摯な対応を期待する。</p> | <p>ご指摘いただきました意見を踏まえ、引き続き新たな知見の収集を行い、実行可能かつ適切な保全措置を検討して参ります。</p> |
| 23 | <p>■コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に事業者が「適切な保全措置を実施しないでコウモリを</p> | <p>有識者からの助言を踏まえて、現地調査を実施致します。「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」の課題に沿える予測評価に努めます。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | 殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。 | |
| 24 | <p>■コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること3</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「<u>予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい</u>」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はないことを先に指摘しておく。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p> | コウモリ類への影響について、音声モニタリング調査などの現地調査を実施し、有識者の助言を参考にしながら、予測評価を行い、必要な保全措置を検討して参ります。なお、事後調査については、予測には不確実性が伴うことから、実施する方針で進めております。 |
| 25 | <p>■コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること4</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先延ばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p> | コウモリ類への影響について、音声モニタリング調査などの現地調査を実施し、有識者の助言を参考にしながら、予測評価を行い、必要な保全措置を検討して参ります。 |
| 26 | <p>■意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p> | ご意見は、要約せず全文を公表致します。 |

第1表(1-2) 住民等の意見の概要及び事業者の見解（意見書2）

| No. | 一般の意見 | 事業者の見解 |
|-----|--|--|
| 27 | 配慮書の段階でコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。 | 今後の手続きにおいても、有識者の助言を踏まえ、コウモリ類を対象とした調査・予測・評価を実施し、実行可能な範囲で影響の低減を図って参ります。 |
| 28 | しかし、P193でコウモリ類の専門家が述べた生息の可能性があるコウモリ類、すなわち、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、クビワコウモリ、ユビナガコウモリ、オヒキコウモリ、キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリの7種をP197の重要な種への影響予測の対象にしなかった理由を述べよ。専門家へのヒアリング結果を軽視していることは、地域の環境保全に配慮しているとは言えない。 | ヒアリングの結果、生息可能性のある種として複数のコウモリ類があげられましたが、重要な種への影響予測の対象とはしませんでした。方法書において、資料その他の文献のリストに加え、記載の修正を行います。 今後も、専門家の意見を踏まえ、これらの種の確認可能な調査手法を検討したうえで、コウモリ類を対象とした調査・予測・評価を実施し、実行可能な範囲で影響の低減を図って参ります。 |
| 29 | P227の「重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果」に、専門家のヒアリング結果を反映せずに、コウモリ類を対象にしなかった理由を述べよ。 | 今後の手続きにおいても、コウモリ類の専門家にヒアリングを行い、安全側に立ち実行可能な範囲で影響の低減を図って参ります。 |
| 30 | 今後も専門知識と十分な経験を持ったコウモリ類の専門家にヒアリングを行い、安全側に立った真摯なアセスメントを行うこと。 | |

第1表(1-3) 住民等の意見の概要及び事業者の見解（意見書3）

| No. | 一般の意見 | 事業者の見解 |
|-----|------------------------------------|--|
| 31 | 風力発電でもうけたお金で温水プール（市民プール）をつくってください。 | 地元への貢献策については、この取り組みを通じて、地元のご要望を把握しつつ、実行可能なものを検討して参ります。 |